

2021年2月1日

## 契約終了後の「融資契約書類」のお取扱いについて

平素より当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、ご返済終了後の融資契約書類につきまして一律に返却しておりましたが、2021年4月1日以降の契約終了分からは、契約終了後も当組合で10年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきます。

なお、抵当権等の解除登記等で必要となる契約書類については引き続き返却いたします。

完済後の契約書類の返却を希望される場合は、お手数ですがお取扱店舗までお申出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がありましたらお取扱店舗までお問い合わせください。今後もより一層のサービス 向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

